

アドバンス・アクティブでの研修受講者の取扱い終了について

アドバンス・アクティブでの研修受講者への対応については、次のとおり取扱いを定めていましたが、この対応は平成30年9月末までに兵庫県に対して実地研修に係る評価票等の記録を提出された方を対象としますので、該当の方はそれまでに手続きを行ってください。

研修の受講状況		受講証明書の有無※1	自施設での実地研修	対応	受講料の要否	
基本研修	開始前	/	可能	○兵庫県介護福祉士会が開催又は登録研修機関が開催する研修を受講	要	
			不可能	○登録研修機関が開催する研修を受講	要	
	受講中		可能	○県が基本研修の受講状況を確認し、未受講部分を兵庫県介護福祉士会又は登録研修機関が開催する研修を受講	要	
			不可能	○県が基本研修の受講状況を確認し、未受講部分を登録研修機関が開催する研修を受講	要	
	終了		無	可能	○県が基本研修の受講証明書を発行し、県に実地研修受講申出書を提出し実地研修を受講	不要
				不可能	○県が基本研修の受講証明書を発行し、登録研修機関にて実地研修を受講	要
			有	可能	○県に実地研修受講申出書を提出し実地研修を受講	不要
				不可能	○登録研修機関で実地研修を受講	要
実地研修	受講中	/	可能	○引き続き実地研修を自施設で受講し、規定回数終了後に県へ評価票等の記録を提出(県が修了証を発行)	不要	
			不可能	○実地研修先の上承が得られれば引き続き実地研修を受講し、規定回数終了後に県へ評価票等の記録を提出(県が修了証を発行)	要	
				○実地研修先の上承が得られない場合、現在実施済の評価票等の記録を県に提出(県が受講証明書を発行)未受講部分を登録研修機関にて受講	要	
	終了		無	○評価票等記録を県に提出(県が修了証を発行)	不要	

※1 「受講証明書」とは、アドバンス・アクティブが発行した受講証明書をいう。

※2 県での実地研修受講方法

県に実地研修受講申出書及び基本研修受講証明書を送付してください。書類の確認ができしだい、連絡いたします。その後、実地研修を実施してください。